

三重県地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

第1 三重県と県内の事業実施市町（以下、実施市町という。）^{注1}が共同して実施する地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

^{注1} 伊賀市、紀宝町

(事業の実施)

第2 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び実施市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、三重県内における移住・定住の促進及び中小企業等における労働力不足の解消に資するため、三重県と実施市町が共同して、地方就職学生支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 地方就職学生支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、三重県と実施市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、実施市町の協力を得て、三重県が代表して行うものとする。

(事業の概要)

第4 地方就職学生支援事業の概要は、以下のとおりである。

東京圏^{注2}の大学を卒業して、三重県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、三重県と居住地の実施市町が共同して地方就職支援金を給付する。

^{注2} 東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう

(地方就職学生支援事業)

第5 地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

三重県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、実施市町は、申請受付・要件確認、県への申請、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。ただし、詳細については、実施市町が定める交付要綱等によるものとする。

1 地方就職支援金の支給

実施市町は、申請時において(1)及び(2)の要件を満たす者の申請に基づき、(3)に定める方法により、上限13,430円の地方就職支援金を予算の範囲内で支給する。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 三重県内に所在する企業に就職することが内定している。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、三重県内の実施市町に移住する意思を有している。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、三重県及び対象となる地方就職支援金を支給した実施市町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が三重県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(3) 申請・支給方法

ここで示す様式については、実施市町が地方就職支援金の支給要件に応じ、交付要綱等において定めた様式も可とする。

ア 申請者が行う地方就職支援金交付申請

申請者は、「地方就職支援金交付申請書」（様式1）、「内定先企業による内定証明書」（様式2）、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を移住先の実施市町に提出しなければならない。

イ 実施市町が行う地方就職支援金交付申請

実施市町は、申請者から「地方就職支援金交付申請書」（様式1）の提出があったときは、別に定める交付要領により、三重県に対し補助金の交付申請を行うものとする。

ウ 支給方法

実施市町は、アの申請者からの申請が上記（1）及び（2）の要件に該当すると認めるときは、三重県に交付申請を行い、交付決定を受けた後、申請者に「地方就職支援金交付決定通知書」（様式3）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

審査の結果、地方就職支援金の支給を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の支給ができない場合には、その理由を付して、「地方就職支援金交付申請却下通知書」（様式4）により、申請者に通知するものとする。

2 地方就職支援金の返還

実施市町は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び対象となる地方就職支援金を支給した実施市町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請から1年以内に申請先市町に転入しなかった場合

（ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く）

エ 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）

オ 申請先の実施市町への転入日から3年未満で申請先の実施市町から転出した場合

(2) 半額の返還

申請先の実施市町への転入日から3年以上5年以内に申請先の実施市町から転出した場合

3 地方就職支援金支給対象者の定着等の確認

(1) 就業の確認

ア 地方就職支援金を支給した実施市町は、当該地方就職支援金の受給者に対し、当該申請日から1年を経過した日の1か月以内に、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

イ 地方就職支援金の受給者は、当該申請日から1年を経過した日以降、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該地方就職支援金を支給した実施市町に、当該市町が提示する期日までに提出しなければならない。

(ただし、申請から1年以内に要件を満たす就業先を退職し、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就職する場合、新たな就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これと退職した就業先及び退職日が確認できる書類を当該地方就職支援金を支給した実施市町に速やかに提出しなければならない。)

(2) 継続居住の確認

地方就職支援金を支給した実施市町は、当該地方就職支援金の受給者の転入日から5年を経過する日までの間、当該転入日から1年ごとに、当該地方就職支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

4 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

実施市町は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに三重県に共有することとする。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、三重県が2分の1、実施市町が2分の1を負担することとし、三重県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を実施市町に交付することとする。

2 地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、三重県が2分の1、実施市町が2分の1を負担することとし、三重県は、実施市町の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を実施市町に交付する。

(協力)

第8 三重県と実施市町は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、三重県と実施市町が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「三重県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、 〇〇市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
〇〇〇		A. 〇〇		B. 〇〇

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（三重県及び市町使用欄）	
-------------------	--

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三重県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び市町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、三重県地方就職学生支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に 市町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に 市町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に 市町以外の市区町村に転出した場合：半額

(様式 1 別紙 2)

三重県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

三重県及び 市町は、三重県地方就職学生支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者の情報を確認することがあります。

三重県及び 市町は、三重県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び 市町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び 市町は、申請者が暴力団等に関係する者であるかを確認するため、地方就職支援金の申請日から 5 年間、申請者の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

年 月 日

様

市町長

三重県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（ひな型）

三重県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 市町は、三重県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**
- ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：**全額**
- ・申請日から1年以内に 市町に転入しなかった場合：全額
- ・就業から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）
- ・ 市町への転入日から3年未満で 市町以外の市区町村に転出した場合：**全額**
- ・ 市町への転入日から3年以上5年以内に 市町以外の市区町村に転出した場合：**半額**

2 市町は、三重県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、三重県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を

申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

(様式4)

年 月 日

様

市町長

三重県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金交付申請却下通知書
(ひな型)

年 月 日付けで申請のありました 三重県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付について、次のとおり却下しましたので通知します。

却下の場合その理由